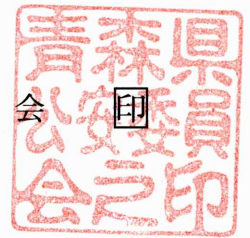


道路交通法第 75 条の 2 第 2 項の規定による車両の使用制限命令について、同条第 3 項において準用する同法第 75 条第 4 項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和 8 年 1 月 30 日

青 森 県 公 安 委 員



記

1 聴聞の期日

- (1) 令和 8 年 2 月 13 日 10 時 30 分開始
- (2) 令和 8 年 2 月 13 日 13 時 30 分開始

2 聴聞の場所

青森市大字三内字丸山198番地 4
青森県運転免許センター 3 階 聴聞室